

2022年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定

※下線部分：変更箇所

2022年規定	2021年規定
<p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2022年</u>（以下「当該年」という。）のジムカーナ/ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権競技は「FIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p>第1条 ～ 第11条（略）</p> <p>第12条 選手権のクラス区分</p> <p>1. 日本ジムカーナ選手権</p> <p>1)（略）</p> <p>2) 地方ジムカーナ選手権： 下記①または②の何れかのクラス区分とする。</p> <p>①（略）</p> <p>②開催地域別に任意に設定されるクラス区分</p> <p>a. ～ b.（略）</p> <p>c. 上記a. およびb. について、当該年の前年の<u>11月15日</u>までに、その内容を記した書面をJAFに提出すること。</p> <p>2. 日本ダートトライアル選手権</p> <p>1)（略）</p> <p>2) 地方ダートトライアル選手権： 下記①または②の何れかのクラス区分とする。</p> <p>①（略）</p> <p>②開催地域別に任意に設定されるクラス区分</p> <p>a. ～ b.（略）</p> <p>c. 上記a. およびb. について、当該年の前年の<u>11月15日</u>までに、その内容を記した書面をJAFに提出すること。</p>	<p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2021年</u>（以下「当該年」という。）のジムカーナ/ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権競技は「FIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p>第1条 ～ 第11条（略）</p> <p>第12条 選手権のクラス区分</p> <p>1. 日本ジムカーナ選手権</p> <p>1)（略）</p> <p>2) 地方ジムカーナ選手権： 下記①または②の何れかのクラス区分とする。</p> <p>①（略）</p> <p>②開催地域別に任意に設定されるクラス区分</p> <p>a. ～ b.（略）</p> <p>c. 上記a. およびb. について、当該年の前年の<u>11月30日</u>までに、その内容を記した書面をJAFに提出すること。</p> <p>2. 日本ダートトライアル選手権</p> <p>1)（略）</p> <p>2) 地方ダートトライアル選手権： 下記①または②の何れかのクラス区分とする。</p> <p>①（略）</p> <p>②開催地域別に任意に設定されるクラス区分</p> <p>a. ～ b.（略）</p> <p>c. 上記a. およびb. について、当該年の前年の<u>11月30日</u>までに、その内容を記した書面をJAFに提出すること。</p>

第13条 ～ 17条 (略)

第18条 選手権保持者の認定

1. ～2. (略)
3. 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
 - 1) 有効得点(選手権として成立した当該クラスの競技会数の70%(小数点以下四捨五入))の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
 - 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数の多い順に順位を認定する。
 - 3) 上記2)の方法によっても結果が出ない場合には、高得点を得た時期が早い順に順位を認定する。

第19条 ～ 第29条 (略)

第30条 順位の決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする、もしくは、2ヒートの合計タイムを採用し最終の順位競技結果とすることとし、特別規則に明示すること。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

1. (略)
2. 2ヒートの合計タイムを採用する場合
 - 1) ベストタイムの良好な者。
 - 2) 排気量の小さい順。
 - 3) 競技会審査委員会の決定による。

第31条 ～ 第37条 (略)

第38条 本選手権規定の施行

本選手権規定は2022年1月1日から施行する。

第13条 ～ 17条 (略)

第18条 選手権保持者の認定

1. ～2. (略)
3. 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
 - 1) 有効得点(選手権として成立した当該クラスの競技会数の70%(小数点以下四捨五入))の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
 - 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数の多い順に順位を認定する。
 - 3) 上記2)の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。
ただし、下位の者の順位は繰り上げない。
例) 2位が複数の場合: 1位、2位、2位、4位

第19条 ～ 第29条 (略)

第30条 順位の決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする、もしくは、2ヒートの合計タイムを採用し最終の順位競技結果とすることとし、特別規則に明示すること。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

1. (略)
2. 2ヒートの合計タイムを採用する場合
 - 1) ベストタイムの良好な者。
 - 2) セカンドタイムの良好な者。
 - 3) 排気量の小さい順。
 - 4) 競技会審査委員会の決定による。

第31条 ～ 第37条 (略)

第38条 本選手権規定の施行

本選手権規定は2021年1月1日から施行する。

ただし、第6条3.、第12条1. 2) ②c. および第12条2. 2) ②c. については、2021年6月1日から施行する。

以上

ただし、第6条3.、第12条1. 2) ②c. および第12条2. 2) ②c. については、2020年8月1日から施行する。

以上